



鳥取県公報

令和3年7月27日(火)
第9321号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了(417) (西部総合事務所環境建築局) 2
- ◇ 公 告 警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 2
- ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施 (情報政策課) 3

告 示

鳥取県告示第417号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年7月27日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年5月27日 鳥取県指令第202100044506号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市森岡町字堂ノ内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町3157
笠岡 貴雄

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和3年7月27日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
 - (2) 施設警備業務 1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
 - (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級
- 2 実施日時
令和3年10月5日（火）午前9時から正午まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室
- 4 審査の方法
審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査の対象者
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
 - (1) 空港保安警備業務（1級）
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者
 - (2) 施設警備業務（1級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者
 - (3) 交通誘導警備業務（1級）

- 旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務(1級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者
- (5) 空港保安警備業務(2級)
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (6) 施設警備業務(2級)
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務(2級)
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務(2級)
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
令和3年8月23日(月)から同月27日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分までの間
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)
(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉
(2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証(以下「旧合格証」という。)の写し
(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
(1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
(2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン賃貸借 一式

ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコン(借入) 2,716台

イ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコン(借入) 303台

ウ ソフトウェアライセンス（購入） 2,716本

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入）

令和4年3月1日（火）から令和8年2月28日（土）まで

イ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入）

令和4年4月1日（金）から令和8年2月28日（土）まで。

ただし、令和4年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、この調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入） 令和4年2月18日（金）

イ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコン（借入） 令和4年3月22日（火）

ウ ソフトウェアライセンス（購入） 令和4年2月18日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10パーセントとする。

(7) 予算規模

月額9,215,000円

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類、情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年8月6日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の(1)に示した物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(ウ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、構成員のいずれも当該業種区分の競争入札参加資格を有しない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年8月6日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(サ) 解散後の瑕疵担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課

電話 0857-26-7613

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和3年7月27日（火）から同年8月24日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年7月27日（火）から同年8月24日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和3年9月8日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書及び仕様比較表の受領期限は、同月7日（火）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和3年9月8日（水）午後2時

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に令和3年8月24日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金としてL G W A N系ネットワーク接続用ノートパソコンの入札価格（月額）に48を乗じて得た金額及びインターネット系ネットワーク接続用ノートパソコンの入札価格（月額）に47を乗じて得た金額の合計額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができ

る。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金としてL G W A N系ネットワーク接続用ノートパソコンの契約金額（月額）に48を乗じて得た金額及びインターネット系ネットワーク接続用ノートパソコンの契約金額（月額）に47を乗じて得た金額の合計額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products

2,716 sets of notebook-type computers to be leased

303 sets of notebook-type computers for internet connection to be leased

2,716 sets suite of software to be purchased

(2) August 24, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 8, 2021 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(September 7, 2021 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7613